

## 処 分 基 準

B - e - 3 3

平成29年9月1日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第107条の5第9項
処 分 の 概 要： 自動車等の運転禁止
原権者（委任先）： 愛知県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで(免許の取消し、停止等)、第107条の5第1項及び第2項（自動車等の運転禁止等） 道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）、第40条（自動車等の運転禁止の基準）
処 分 基 準： 病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。 6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。
問 い 合 わ せ 先： 運転免許の取消し又は90日以上免許停止の場合 ・ 警察本部運転免許課行政処分係（聴聞） （電話 052-951-1611 内線 781-243） 90日未満の免許停止の場合 ・ 警察本部運転免許課行政処分係（執行） （電話 052-951-1611 内線 781-226）
備 考：